

受付	個人質問	第	号
	令和 年 月 日	時	分

一般質問＜個人＞発言通告書

令和2年8月26日

長久手市議会議長 殿

長久手市議会議員 さとうゆみ ㊞

会議規則第59条第2項の規定により下記のとおり通告します。

	質問事項及び要旨	備考
1	<p>残業を減らす取り組みについて</p> <p>(1) 直近3カ月間で、その月の第1週目、第2週目、第3週目、第4週目それぞれ最後に退庁した職員は夜何時に庁舎を出ているか。</p> <p>(2) 各課で週1回ノー残業デーを設定しているということだが、できているか。</p> <p>(3) 水曜日は22時に照明の電気を消して退庁を促しているが、他の曜日も含めて一定の時刻になったらパソコンを止めて退庁を促すことを考えないか。</p> <p>(4) 残業を減らすために市が取り組んでいることは何か。</p>	
2	<p>市の財産管理の姿勢について</p> <p>(1) 令和3年度から福祉の家の大規模修繕工事が行われる予定だったが、見送られることとなった。公共施設は適切な時期に計画的に修繕することが必要だと考えるが、なぜ見送ったのか。</p> <p>(2) 菅池一帯は約1万9,000㎡の大通り（グリーンロードと瀬戸大府東海線）に接した市の普通財産だったが、長久手中央土地区画整理事業により市の仮換地指定の土地は不整形で大通りに接しない奥地となった。市はこの土地をどのように使うつもりか。</p>	

	<p>(3) 令和元年12月議会で、市は急きょ補正予算を組んで市役所敷地に隣接する建物付き土地を購入した。適応指導教室「N—ハウスあい」にするとの説明だったが、いつ開設できるのか。</p> <p>(4) 図書館通りの歩道に複数設置されている美術作品は、照明が壊れるなど市が大切にしているとは思えない状況があるが、どうか。</p>	
3	<p>学校施設の目的外使用について</p> <p>「長久手市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則」に基づき、学校の体育館、校庭などの貸し出しを行っている。スポーツ開放、文化活動開放、地域活動開放の3つの区分があり、地域活動開放については使用できる団体が限定的である。市や市教育委員会などが後援する行事を公共的な活動と認め、使用できるようにできないか。</p>	